

## 法相論義抄…良算撰『愚草』についての一考察

— 良算の述作と貞慶との関係を中心に —

西山 良慶

### 【要旨】

本研究は良算の述作と貞慶との関係を考察することを通して良算の述作姿勢を明らかにし、良算の『愚草』について一考を加えるものである。

従来、良算と貞慶との関係は貞慶の資料によって示されることが多かったが、今回は良算の述作を用いてその関係を確認した。その中で、貞慶の『尋思鈔』や『明本抄』・『明要抄』の制作時期において、良算は貞慶と密接な関係を有し、なおかつ貞慶から高い評価を受けていた。このような「貞慶との密接な関係に基づく述作」こそ、良算の基本的述作姿勢であった。

そこで『愚草』について確認してみると、必ずしも良算の基本的述作姿勢に則って記されたものばかりではなく、貞慶との関係が希薄なまま記されたものも確認出来た。この事を手がかりとし、良算と貞慶が密接な関係を有するようになる時期を推定した。その上で『愚草』と『尋思鈔』とを比較検討し、良算の師である貞慶の見解をも峻別する姿勢を明らかにした。そしてその背景には、「道理」に基づく展開に特徴を持つ貞慶と唯識教学の「基本」に沿った論理を重視する良算という対照的な両者の研鑽姿勢があった可能性を指摘した。

### 【キーワード】

良算・貞慶・同学鈔・尋思鈔・愚草

### 一 はじめに

日本の仏教思想史における院政期から鎌倉期は、様々な人師による仏教改革運動が行われ、仏教界にダイナミックな変化がもたらされた時期とされている。法相宗においても大きな教学的進展が見られた。この進展の背景には蔵俊（一一〇四〜一一八〇）の『菩提院鈔』や貞慶（一一五五〜一二一三）の『唯識論尋思鈔』（以下、『尋思鈔』）といった、「論義抄」が基盤としてある。「論義抄」とは法相宗の根本論典である『成唯識論』について千百有余もの論題を立て、経典や論典あるいは諸師の章・疏・抄を用いながら、教義上の諸問題について種々論じ、考究するものである。この「論義抄」は後世の学侶にも多大な影響を与えており、日本唯識思想史において非常に重要な位置にあるといえる。<sup>\*1</sup>

「論義抄」の中でも『成唯識論同学鈔』（以下『同学鈔』）は、初学者の学習の拠り所として後代の学侶に特に重んじられた。<sup>\*2</sup> この『同学鈔』は良算（〜一一七一〜一二一七）<sup>\*3</sup> が中心となって編纂したものであるが、その編者である良算は三会等の講師を勤めることもなく事績や経歴の多くが明らかになっていない。<sup>\*4</sup> しかし、葉師寺や興福寺、東大寺、無為信寺等の所蔵資料の調査の進展によって、良算の述作が数多く発見され徐々にその一端が明らかになりつつある。その中で良算に今一つ『愚草』という、後世の学侶にしばしば引用され、重要視された「論義抄」のあったことが明らかにされ、良算に関する研究は新たな段階へと進み始めている。<sup>\*5</sup>

そこで本研究では、良算の述作と貞慶との関係を考察することを通して良算の基本的述作姿勢を明らかにし、そのうえで『愚草』について一考を加えたい。

まず、貞慶の著作にみられる良算の貢献を良算本人の述作を通して確

認する。従来、良算と貞慶の関係は貞慶側の資料によって示されることが多かった。そこで、良算の諸短釈と貞慶の『尋思鈔』を検討することによって、実際に良算が『尋思鈔』の成立に深く関わっていたことを確認する。そして良算の諸短釈は、その論題が『尋思鈔』に収められていること、なおかつ貞慶との談義を経て称讃や許可を得るなど『尋思鈔』の成立と密接な関係を有しつつ記されたことを指摘したい。また、貞慶撰『明本抄』・同『明要抄』の撰述期における良算の短釈と貞慶との関係を考察し、『尋思鈔』撰述期と同様に良算の諸短釈が貞慶との談義を経て称讃や許可を得たことに基づき記されたことを示したい。また、『明要抄』において良算の設問や私見が採用されていることを示し、良算が貞慶の影響を受けるのみならず貞慶もまた良算の影響を受けていることから、両者が双方向的影響関係にあったことを指摘したい。以上のことから、「貞慶との密接な関係に基づいて述作をなしていたという良算の基本的姿勢」を明らかにしたい。

『愚草』の諸短釈の成立時期はまちまちであるが、その奥書等よりおよその述作期間は確認できる。『愚草』の中で奥書の年号により、記された時期が明らかなものを古いものから順に整理すると次の通りである。

〔論義テーマ〕	〔撰述年代〕
① 帰命大智海	文治五年（一一九〇）十一月
② 転識頼耶	建久九年（一一九八）八月
③ 貪無漏縁	建久十年（一一九九）四月
④ 相違因草	元久二年（一二〇五）三月
⑤ 有法自相所立法	元久二年（一二〇五）五月
⑥ 証果廻心	元久二年（一二〇五）潤七月

⑦ 有漏一識因	承元四年（一二一〇）正月
⑧ 唯識比量	建保二年（一二一四）十月
⑨ 雜乱体名色支	建保三年（一二一五）三月
⑩ 護法教体	建保五年（一二一七）七月

また、およその年代順にしたがって一読してみると、『愚草』には基本的述作姿勢に則って記されたものと、貞慶との関係が希薄なまま記されたものがある。これは、良算が貞慶と密接な関係を有するようになる時期に起因していると考えられる点より、本稿ではさらにその時期を推定し、その上で『愚草』と『尋思鈔』とを比較検討し、たとえ師である貞慶の義であったとしても『愚草』はその採否に厳格であったことも明らかになりたい。そして、その背景には「道理」に基づく展開に特徴をもつ貞慶と、唯識教学の「基本」に沿った論理を重視する良算という対照的な二人の研鑽姿勢があった可能性を指摘したいと考えている。

## 二、良算の述作活動と貞慶撰『唯識論尋思鈔』

良算の諸短釈の検討にあたって貞慶の存在を欠かず事はできない。というのも、良算は『尋思鈔』・『法華開示抄』・『明本抄』・『明要抄』といった貞慶の大部の著作活動に大きく関わっており、師と仰ぐ貞慶と密接な関係を有していたと考えられるからである。そのことを最も端的に示しているものが貞慶の『法華開示抄』によせた良算の奥書である。すなわち、

貞慶『法華開示抄』第二十八 良算奥書

此ノ御抄ノ論議ノ様ハ者愚僧之所ニ記シ進ムル也。答ハ者上人ノ御草也。

於<sup>ニ</sup>草本<sup>ニ</sup>者可<sup>レ</sup>賜<sup>ニ</sup>愚僧<sup>ニ</sup>之旨、有<sup>ニ</sup>御約束<sup>ニ</sup>而宝積院御房御所望之間、横<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>召<sup>シ</sup>畢<sup>ス</sup>。仍<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>彼<sup>ノ</sup>草本<sup>ヲ</sup>談<sup>ヘ</sup>テ同法等<sup>一</sup>写<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>畢<sup>ス</sup>。  
于時建・元年十月六日記<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。 沙門良算<sup>※</sup>。

とある。良算が「此の御抄の論義の様は愚僧の記し進む所なり。答は上人の御草なり」と記していることから良算自身が問を立て、それに対して貞慶の「御草」を「答」として記していたことがわかる。貞慶が自らの著作の論を進めるうえで中核となる問を任していることから良算への評価の高さがうかがえる。さらに、貞慶の「答」を記した原本の「御草」は宝積院信憲（一一四五～一二二五）が横様に召してしまっただが、元はといえば「愚僧に賜うべき御約束」のものであったという。この奥書を見る限り、貞慶は良算に自らの著作の設問部分を任せ、さらには自身「草本」を与える程に厚い信頼を置いていたことが知られる。つまり、貞慶の著作活動における良算のプレゼンスは非常に高いものであったことがわかるのである。

貞慶の良算に対する高い評価はいっ頃からなされるようになったのであろうか。このことについて、貞慶の著作の中で良算が登場するもっとも早いものは『論題一卷尋思通要』の奥書である。ここでは『尋思鈔』の成立背景とともに良算が大きく関与していることが述べられている。すなわち、

貞慶撰『論第一卷尋思通要』奥書

去<sup>ル</sup>建久八年（丁巳）閏六月廿八日、就<sup>ニ</sup>唯識論<sup>一</sup>聊<sup>カ</sup>企<sup>ツ</sup>愚抄<sup>ヲ</sup>。本<sup>ヨリ</sup>無<sup>シ</sup>微功<sup>一</sup>。随<sup>テ</sup>又<sup>ク</sup>廢<sup>シ</sup>、漸<sup>ク</sup>送<sup>ル</sup>送<sup>ル</sup>四年<sup>ヲ</sup>。無<sup>ニ</sup>何<sup>ソ</sup>懈怠<sup>一</sup>。但<sup>シ</sup>同門良公、常<sup>ニ</sup>登臨<sup>ニ</sup>之間、粗<sup>ク</sup>示<sup>シ</sup>予<sup>ノ</sup>愚<sup>ヲ</sup>、悉<sup>ク</sup>令<sup>レ</sup>抄<sup>ニ</sup>本書<sup>ノ</sup>大意<sup>一</sup>。〈摩尼抄一部三十二卷〉去<sup>ル</sup>冬之末<sup>ヨリ</sup>今春之始<sup>ノ</sup>五十

余日、与<sup>ニ</sup>兩三人<sup>一</sup>談<sup>シ</sup>卷々ノ大事<sup>ヲ</sup>、馳<sup>セ</sup>筆<sup>ヲ</sup>、記<sup>シ</sup>七十餘条<sup>ヲ</sup>了<sup>ス</sup>。自<sup>リ</sup>六月一日<sup>ニ</sup>至<sup>ル</sup>九月上旬<sup>ニ</sup>首尾百日許<sup>リ</sup>、重<sup>テ</sup>繼<sup>ク</sup>先度<sup>ノ</sup>余残<sup>ヲ</sup>。  
（中略）

時<sup>ニ</sup>建仁元年（辛酉）秋九月十一日、於<sup>ニ</sup>笠置山般若台<sup>一</sup>草菴<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。 沙門貞慶<sup>※</sup>。

とあり、『尋思鈔』は建久八年（一一九七）閏六月二十八日にその制作が企図され、それから四年が経つ間に良算が貞慶の下を頻繁に訪れるようになり、良算に『尋思鈔』の元となる『摩尼抄』を作成させたこととある。その上で、正治二年（一二〇〇）末から建仁元年（一二〇一）の九月にかけての談義を経て、笠置寺の般若台において『尋思鈔』が撰述されたのである。残念ながら良算の『摩尼抄』は現在せず、その内容をうかがい知ることが出来ない。<sup>※</sup>しかし、貞慶が「粗く予の愚を示し本抄の大意を抄せ令む」と述べていることから『摩尼抄』は『尋思鈔』の内容に近似したものであったと考えられ、『尋思鈔』の下書きにあたるものであったといえよう。このように、『尋思鈔』の成立背景を見ると、貞慶の述作活動における良算のプレゼンスの高さをうかがい知れる事が出来る。そこで、本研究では『尋思鈔』の制作が企図された建久八年（一一九七）閏六月二十八日から、実際に成立を見た建仁元年（一二〇一）九月十一日を使宜的に「『尋思鈔』の準備及び制作期間」と呼び、論を進めていくことにする。

さて、貞慶が「同門良公（良算）、常に登臨の間」と述べていることから、貞慶にとって良算は同門の弟子であり、『尋思鈔』の準備及び制作期間中に密接な関係となり、『尋思鈔』の下書きを任されるほどに重要な位置を占めるに至ったことがわかる。<sup>※</sup>この期間に良算と貞慶が密接な関係を有するに至ったことは貞慶側の資料のみならず、良算の短釈

によっても確認することが出来る。すなわち、良算の法相論義短釈である『所立宗因比量』の奥書には、およそ次のように記されている。

良算『所立宗因比量』奥書

当時ノ愚推<sup>ナリ</sup>。如<sup>レ</sup>是<sup>ク</sup>ノ広ク臨<sup>ミテ</sup>諸ノ比量ノ因<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>案<sup>ニ</sup>立<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>義<sup>ヲ</sup>。  
随<sup>テ</sup>管見ノ所<sup>ニ</sup>及<sup>フ</sup>一旦案立<sup>シ</sup>了<sup>ヌ</sup>。若<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>ハ所<sup>レ</sup>背<sup>ク</sup>者<sup>、</sup>以<sup>テ</sup>為<sup>ニ</sup>一<sup>義</sup>矣<sup>ト</sup>。

沙門良算

于時建久八年正月晦日記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。  
同十年二月廿八日於<sup>テ</sup>笠置山<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>題<sup>ヲ</sup>精談之時、申<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>愚案<sup>ヲ</sup>了<sup>ヌ</sup>。  
師匠上人ハ甚<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>感歎<sup>ス</sup>。然<sup>ル</sup>ニ深<sup>ク</sup>學<sup>ビ</sup>所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>撰<sup>之</sup>義<sup>ヲ</sup>、弥<sup>シ</sup>可<sup>シ</sup>成<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>義<sup>ヲ</sup>。云々。彼ノ所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>撰<sup>之</sup>義<sup>ハ</sup>、勝軍比量ノ沙汰之時抄<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。可<sup>シ</sup>見<sup>ル</sup>。依<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>愚身<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>勝事<sup>ト</sup>、後日加<sup>ヘ</sup>記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>耳<sup>ト</sup>。<sup>10</sup>

と。ここでは、建久八年（一一九七）正月に良算が『所立宗因比量』について「愚推」（私見）を立て、誤りが無ければ一義としたいという旨が、まず記されている。その上で、二年後の建久十年（一一九九）の奥書が新たに付され、建久十年二月二十八日に「所立宗因比量」について精しい談義が行われた際に貞慶にその「愚推」（私見）を申し述べたところ「甚だ感歎」され、「此の義を成じるべきである」と言われたとある。先にも述べた通り、貞慶の『尋思鈔』は建久八年の閏六月にその制作が企図されている。すなわち、良算が『所立宗因比量』の「愚推」（私見）を立てた建久八年正月は『尋思鈔』の準備及び制作期間より前となる。しかし、二年後の『尋思鈔』の準備及び制作期間にあたる建久十年二月までには、良算は般若台にいる貞慶のもとで「愚推」（私見）を申し述べることが出来るほどの立場になっており、密接な関係を有するに至ったと考えられる。この良算と貞慶が密接な関係を有する時期に

ついては後述する。

また、良算撰『所立宗因比量』で注目したい点は、良算の前もって有していた「愚推」（私見）が貞慶との「精しい談義」の中で高い評価を得たということである。この「精しい談義」が行なわれた建久十年は『尋思鈔』の準備及び制作期間に位置している。そこで、『尋思鈔』にこの論義テーマが見られるか否かを確認したい。そもそも、良算撰『所立宗因比量』は良算編纂の『同学鈔』では『論第五卷同学鈔』第一に収められている論義「所立宗因」に相当する。一方、『論第五卷尋思通要』には論義名は明示されていないものの、「所立宗因」と見られる論義が収められていることが確認できる。そこで『論第五卷尋思通要』に見られる論義が「所立宗因」であることを明らかにするために、『論第五卷同学鈔』第一「所立宗因」と『論第五卷尋思通要』とを比較してみると、およそ次のようになる。

<p>『論第五卷同学鈔』第一「所立宗因」 問。疏中釈所立宗因便俱有失之文云。若以六識撰故之因。成後宗者。便有自法自相相違。決定相違過失。云云。出相違因及相違決定二過歟。將唯出相違決定過歟。 両方。（中略）次又因有自法自相相違者出惣宗惣因量法自相也。是先德釈。云云。枢要有記。枢要断簡。更有別義。如尋思抄。云云。</p>	<p>貞慶『論第五卷尋思通要』 問。疏中釈所立宗因便俱有失文云。若以六識撰故也因成後宗者。便有自法自相相違。決定相違過失。云云。尔者今此文為出相違因及相違決定二失。將如何。 両方。（中略） 問。枢要中。釈所立宗因便俱有失之文。云云。因有自法自相相違過。以聖道等意識。為同喻。令違本量宗</p>
---	--

問。<sup>反房</sup> 概要中。釈所立宗因便俱有失之文。因有法自相違過。以聖道等意識。為同喩。令違本量宗故。〈云云〉。爾者法自相違過。六識撰故云。綏因付之歟。為除三位六識撰故云。因付之歟。

答。綏因過也。

(中略)

問。大乘師对小乗者。立量云。除聖道無學意識。余意識。应有俱生増上別依。除三位六識撰故。猶如五識。〈云云〉。爾者以聖道等意識為同喩。可付云相違決定過耶。

爾也。 (中略) へ此後義。尚尚可沙汰之。更有愚推。如別記。〈<sup>\*11</sup>

故。〈文〉。爾者六識撰故。惣因有此過歟。為当除三位六識撰故云。因付此過歟。

答。惣因也。

(中略)

問。大乘師对小乗者。立量云。除聖道無學意識。余意識。应有俱生増上別依。除三位六識撰故。猶如五識。爾者於此量以聖道無學意識為同喩。可付云相違決定過耶。

爾也。 <sup>\*12</sup>

『同学鈔』と『尋思鈔』には、いずれにも三類の論義が収められている。『同学鈔』と『尋思鈔』を比較してみると、傍線部に明らかなように、多少の字句の出入はあるものの同一内容の問答が展開されていることがわかる。これはおそらく、両書ともに蔵俊の『菩提院抄』を「規模」としたためであろう。ここで重要な点は、『同学鈔』の第一問答の割注に「更に別義有り。尋思抄の如し」といい、また第三問答の割注に「更に愚推あり。別に記すが如し」と補記されている点である。前者は『尋思鈔』に論義テーマ「所立宗因」のあったこと、および『同学鈔』

の当該問答が『尋思鈔』成立以降に著されたことを物語り、後者は良算に論義テーマ「所立宗因」に関する「愚推」を明記した「別記」のあったことを示している。その「別記」こそ、良算撰『所立宗因比量』であったと考えられるのである。

『尋思鈔』における貞慶の見解に良算がどのような影響を与えたかは、残念ながら現存する『尋思鈔』の内容を検討しても明らかではなかったが、しかし『尋思鈔』にも論義テーマ「所立宗因」が盛り込まれたことは確かであり、これに良算撰『所立宗因比量』の奥書の内容を加味すると、論義テーマ「所立宗因」を重視していた良算の見解が採択された可能性が高いと考えられるのである。

そして、今一つ注目すべき点は、良算の「愚推」(私見)が貞慶に高く評価され称賛されていたということである。このことは良算撰『所立宗因比量』のみならず、『尋思鈔』の準備及び制作期間に撰述された良算の他の短釈によっても確認出来る。この時期に残された良算の短釈は『所立宗因比量』以外では、『般若台談抄』の「撰在一刹那」、『転識頼耶(良算)』、『愚草』の「貪無漏縁」、『望余信等』、『実足法執』の五つを確認することが出来る。すなわち、

良算『般若台談抄』「撰在一刹那」

建久九年四月十八日。於<sup>ニ</sup>立置山般若<sup>ニ</sup>台相伝<sup>シ</sup>ス。

同月廿五日西<sup>ノ</sup>剋<sup>ニ</sup>記<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。良算<sup>\*13</sup>

『転識頼耶(良算)』

建久九年七月下旬之比。於<sup>ニ</sup>笠置寺<sup>ニ</sup>、学<sup>フ</sup>第二卷ノ大事ノ数帖<sup>ヲ</sup>之内、廿七八両日ノ転識頼耶因縁ノ御精談<sup>ハ</sup>如<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>。〈云々〉備<sup>ヘ</sup>テ彼<sup>ノ</sup>末座<sup>ニ</sup>粗<sup>ク</sup>聞<sup>ク</sup>此<sup>ノ</sup>深旨<sup>ヲ</sup>。其<sup>ノ</sup>後<sup>ニ</sup>重<sup>ク</sup>受<sup>ケ</sup>テ口伝<sup>ヲ</sup>、加<sup>ヘ</sup>テ愚案<sup>ヲ</sup>記<sup>シ</sup>テ而



為<sup>ニ</sup>一卷<sup>ト</sup>。由<sup>リテ</sup>此<sup>ノ</sup>微功<sup>ニ</sup>、必<sup>ス</sup>見<sup>ニ</sup>慈尊<sup>ニ</sup>矣。

同十月十六日抄<sup>シ</sup>畢<sup>ス</sup>。末学<sup>ニ</sup>積良算<sup>ニ</sup>。

<sup>\*14</sup>

『愚草』「貪無漏縁」

建久十年四月十一日沙汰<sup>シ</sup>了<sup>ス</sup>。同十八日朝、般若台談義<sup>ナリ</sup>。愚僧

答者<sup>ニテ</sup>申<sup>ニ</sup>述<sup>ヘ</sup>上案<sup>ヲ</sup>立<sup>テ</sup>了<sup>ス</sup>。師匠御意趣<sup>ノ</sup>大旨<sup>ハ</sup>同<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。其上、  
有<sup>リ</sup>所<sup>レ</sup>ト<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>仰<sup>セ</sup>。仍<sup>テ</sup>後日記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。

同月廿四日已刻抄<sup>シ</sup>了<sup>ス</sup>。

沙門 良算<sup>\*15</sup>

良算筆『望余信等』

師匠ノ仰<sup>セ</sup>ニ云<sup>ク</sup>、此<sup>ノ</sup>義<sup>ハ</sup>尤<sup>モ</sup>可<sup>レ</sup>然<sup>ル</sup>。云々。為<sup>シ</sup>悦<sup>々</sup>々々。

建久十年四月十二日夕ニ沙汰<sup>シ</sup>了<sup>ス</sup>。同十六日般若台談義<sup>ハ</sup>重<sup>ネテ</sup>精<sup>シク</sup>  
談<sup>ス</sup>ルコト如<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>。(中略)

同廿日午ノ剋許<sup>リ</sup>抄<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。

沙門積良算<sup>\*17</sup>

良算筆『実本法執』

建久十年春ノ比、無<sup>レ</sup>比<sup>ノ</sup>沙汰<sup>ノ</sup>物解也。自<sup>リ</sup>昔御所存<sup>ナリ</sup>。云々。

不<sup>レ</sup>及<sup>ハ</sup>三子細<sup>ニ</sup>、今度、聞<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>未<sup>ダ</sup>曾<sup>ラ</sup>有<sup>リ</sup>義<sup>一</sup>。

正治二年五月十一日朝、馳<sup>レ</sup>筆<sup>ヲ</sup>了<sup>ス</sup>。

良算<sup>\*18</sup>

と、それぞれの奥書に明記されている。『般若台談抄』の「撰在一利那」は「笠置山般若台」での相伝、『実本法執』は「昔よりの御所存」とある。これら二つの短釈は算の私見が高い評価を得ていたかは不明なもの、貞慶との密接な関係のもとに残されたものと言って良い。また、その他の『転識頼耶〈良算〉』、『愚草』の「貪無漏縁」、『望余信等』については、良算の私見への高い評価が窺える。

まず『転識頼耶〈良算〉』であるが、この書は笠置寺で『成唯識論』第二巻について学問をしていた建久九年（一一九八）の七月二十七日と二十八日に貞慶の「御精談」にあずかる機会を得、その後貞慶から重ねて口伝を受け、それに基づき良算の私見を加えたものである。貞慶の「御精談」に参加するだけでなく、口伝まで受けていることからしても、貞慶の良算に対する評価の高さが窺えよう。このような評価は、『愚草』「貪無漏縁」と『望余信等』では、より直接的な表現になっていく。すなわち、『愚草』の「貪無漏縁」では建久十年（一一九九）に般若台で行なわれた談義において良算の立てた私見が貞慶のものと「大旨同じ」であったことが記されているし、『望余信等』では般若台での談義において貞慶が良算の私見を「尤もしかるべし」と認めたことまで明記されているのである。また、右に挙げた良算撰述の『般若台談抄』「撰在一利那」・『転識頼耶〈良算〉』・『愚草』「貪無漏縁」・『望余信等』・『実本法執』の成立年代は建久九年（一一九八）から正治二年（一二〇〇）であり、いずれもが『所立宗因比量』と同様に『尋思鈔』の準備及び制作期間に成立している。さらには、論義テーマ「撰在一利那」・「転識頼耶」・「貪無漏縁」・「望余信等」・「実本法執」もまた、論義テーマ「所立宗因」と同様に貞慶の『尋思鈔』にその論題が収められているのである。<sup>\*20</sup>

以上のように、『尋思鈔』の準備及び制作期間における、良算の述作活動を『般若台談抄』「撰在一利那」・『所立宗因比量』・『転識頼耶〈良算〉』・『愚草』「貪無漏縁」・『望余信等』・『実本法執』の六篇を通して確認したが、いずれの短釈も良算との密接な関係をうかがうことができた。さらに、その内四つの短釈は笠置山（般若台）での談義に基づいて著されており、なおかつ良算の私見は貞慶との談義における称讃や許可を受けて記されていたことが明らかとなったのである。すな

わち、良算の述作活動は『尋思鈔』の準備及び制作期間においては『尋思鈔』との関連を有しつつ進められており、またその内容も貞慶から高い評価を得るほどのものであったと見ることが出来る。

### 三、貞慶撰『明本抄』・『明要抄』成立期における良算の短釈

前項では、『尋思鈔』の準備及び制作期間における良算の諸短釈が貞慶と密接な関係を有しつつ著され、なおかつ良算の学識が貞慶によって高く評価されていたことが確認された。実は同様のことが貞慶の『明本抄』・『明要抄』の成立時期においても見られ、このことは『明本抄日記』によって確認することが出来るのである。すなわち、

貞慶『明本抄日記』

各ノ御現存之間ハ都テ勿レ増シテ成ニ二本ヲ。将来付属之人ハ偏ニ可レ簡ニ法器心性ヲ。若シ自門之中ニ無クハ真実之器者、当時ノ伝授三人之内ニ随宜ニ可レ令ニ相ヒ譲ラ。此ノ書ハ良算院既ニ書写シ畢。抄出之間彼ノ功ハ莫大之故也。抑モ此レハ遺言之趣。外人聞カハ之者、偏処ニ慢心シ、或処ニ法慳スル歟。全ク非ニ其ノ義ハ、尋思抄ノ事ニ。付レケ惜スニ付レケ与フニ、其ノ懼レ非スニ。仍テ世間ハ只ク以レテ知レテ此ノ名字ヲ為レ望ト。然ラハ者各御自筆ニテ可レ令ニ書写セ。病及テ急切ニ不レ能ク右筆ニ之状、如レ件ノ。<sup>\*21</sup>

とある。これを見ると、『明本抄』は「増して二本を成ずる勿れ」「将来付属の人は偏に法器心性を簡ぶべし」等とあり、その所有や相伝に厳しい条件が設けられていたことがわかる。また、貞慶は「外人」が『明本抄』の存在を知ったときに慢心や法慳の心を起こすことを懸念し、

『明本抄』の名が世間に知られないことを望みとしている。このように『明本抄』は外部にその情報が漏れないように配慮された書物であり、ある種の秘伝の書のような性格を有していた。そのような中において良算は貞慶に「抄出の間、彼の功は莫大」と評され、その成立に大きな貢献があったところより既に『明本抄』の書写を終えていることが明記されている。この良算の莫大な功績の具体的な内容については『明要抄』第三・第五によってその一端を知ることが出来る。すなわち、

貞慶『明要抄』卷第三

已上ハ算公之所レ集ムル也。所立法ノ三十個ノ異説ハ古来未聞ナリ。仍テ令三記一ニ録之ヲ。此ノ内多ク有ニ愚案。彼此ノ同異ハ、追テ可三糺一分ス之ヲ。<sup>\*22</sup>

貞慶『明要抄』第五奥書

今年ノ秋ノ比。聊カ加ニ覆審ヲ。老ヒト眼病ノ力トモテ不堪ニ自ラ記ス。仍テ詔ニ算公ヲ綴ラシムル其ノ新旧ヲ。合セテ十八巻トス。分チテ為ニ二部ト。初十三巻ハ号ニ明本鈔ト。相承ノ本義、先後ノ愚案等ノ自他ノ異義、広ク記一ニ録ス之ヲ。後ノ五巻ハ者、名ニ明要抄ト。傍論、別推、同法ノ潤色等、明本之殘略、注ニ載ス之ヲ。遺漏ハ尚ホ多シ。何足ラシ後悔ニ。于時建曆壬申歲冬十一月一日。於ニ海住山ノ老宿坊ニ終ニ其篇ヲ矣  
沙門釈貞慶<sup>\*23</sup>

とある。これを見ると、『明要抄』第三では、良算の集めた所立法についての三十の異説は貞慶をしても「古来未聞」であったため、良算に記録させたのである。『明要抄』第五では、建曆壬申歲（建曆二年・一二二二）の秋（七〜九月）に『明本抄』と『明要抄』の覆審を加えた

が、病のために自筆がかなわない貞慶にかわって良算が記したとある。このような事情があったため、貞慶は良算を「功は莫大なり」と評したといえよう。

また、『明要抄』第五によれば、『明本抄』・『明要抄』は同時に十八巻として著されたものを十三巻と五巻とに分け、前者を『明本抄』、後者を『明要抄』としたとある。『明本抄』は相承の義や異義を記録したもので、『明要抄』は「傍論」「別推」「同法の潤色」等の『明本抄』では書き漏らした事々を掲載したものであるという。ここで特に注目したいのは、『明要抄』に「同法の潤色」が載せられているという点である。良算はこれまで見た通り『明本抄』『明要抄』の成立期においても貞慶と密接な関係を維持していることから、この「同法の潤色」にも関わっていたことが予測される。実際に『明要抄』を見てみると「算院」や「算公」として良算が登場している。すなわち『明要抄』第一には、

貞慶『明要抄』巻第一

有ルカ〈算院〉尋<sup>ネテ</sup>云ク。局通対ノ自性ト差別トハ者、宗依<sup>ナルカ</sup>歟、宗体<sup>ナルカ</sup>歟。<sup>24</sup>（中略）〈此ノ尋ハ太ク珍ナリ。可秘<sup>シ</sup>ス可秘<sup>ス</sup>。〉

とある。ここでは、「局通対」の自性差別が宗依か宗体かという良算の談義の問（尋云）が掲載されており、貞慶はその問そのものを大変珍しいものであると評価していることが知られる。確かに、『因明鈔』や『左府抄』、『因明大疏抄』等を確認してみても論義テーマ「局通対」の中で宗依・宗体と関連づけて論じられるものはなく、管見の限りでは『明要抄』のみである。このことを良算側の資料からも確認してみると、良算の「局通対」についての短釈三篇の奥書には、およそ次のように記さ

れていた。すなわち、

良算筆『局通対〈三伝〉』

建曆二年三月十八日朝、此ノ義沙汰了<sup>ス</sup>。<sup>25</sup>

良算筆『局通対〈第三度〉』

建曆三年記之<sup>ヲ</sup>。

此ノ義<sup>ハ</sup>者、去年三月十八日、以<sup>テ</sup>御口筆ノ大旨<sup>ヲ</sup>記<sup>シ</sup>テ之<sup>ヲ</sup>而得<sup>ル</sup>松室ノ記ノ意<sup>ヲ</sup>之後、弥叶<sup>ニ</sup>義断ノ意<sup>ニ</sup>。<sup>26</sup>

良算筆『局通対〈宗依宗体〉』

建<sup>改元久元年</sup>仁四年正月廿五日夜先師ノ仰<sup>セニハ</sup>局通対ノ自性差別<sup>ハ</sup>者、宗体<sup>ニシテ</sup>

而唯宗依<sup>ナリト</sup>〈云々〉其夜ノ曉<sup>ニ</sup>引<sup>ク</sup>疏ノ上巻<sup>ノ</sup>之次<sup>ニ</sup>、勘<sup>一</sup>得<sup>シ</sup>自性差別<sup>ハ</sup>但是<sup>レ</sup>宗依<sup>之</sup>尺<sup>ヲ</sup>了<sup>ス</sup>。次ノ朝ニ録<sup>ニ</sup>義<sup>ヲ</sup>云<sup>テ</sup>奉<sup>ル</sup>方々<sup>ニ</sup>愚問<sup>一</sup>。

先師上人<sup>ハ</sup>大<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>珍客<sup>一</sup>、此問<sup>ハ</sup>尤<sup>モ</sup>珍<sup>ナリト</sup>。〈云々〉即<sup>チ</sup>披<sup>キ</sup>疏<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>初尺<sup>ヲ</sup>〈云々〉不<sup>レ</sup>レ<sup>ハ</sup>及<sup>ニ</sup>委談<sup>ニ</sup>、其後<sup>ニ</sup>私<sup>ニ</sup>依<sup>リ</sup>明詮<sup>ノ</sup>意<sup>ニ</sup>成<sup>シ</sup>初尺<sup>ヲ</sup>了<sup>ス</sup>。<sup>27</sup>

（中略）

建曆二年三月十八日申<sup>一</sup>出<sup>シ</sup>此ノ愚推<sup>ヲ</sup>了<sup>ス</sup>。先師ノ有<sup>リ</sup>御許可<sup>一</sup>。仍<sup>テ</sup>記<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。具<sup>ハ</sup>如<sup>シ</sup>上<sup>ニ</sup>記<sup>一</sup>。<sup>27</sup>

と。この内の『局通対〈三伝〉』では、建曆二年（一一二二）三月十八日の朝に「局通対」についての沙汰があったことのみが記されているが、『局通対〈第三度〉』になると「御口筆」とあり、良算が貞慶口述の主旨を記したことが記されている。また、『局通対〈宗依宗体〉』になると、良算が「愚推」（私見）を述べ、貞慶の許可があったことによ



り記したとある。そのあり方は、『明要抄』第一の「算院」の問（尋云）のものと完全に一致しており、局通対と宗依・宗体について論じられる中、貞慶は「此の問は尤も珍なり」と評している。なお、ここに見られる「此の愚推」とは、建仁四年（一一〇四）の奥書に「委談に及ばざれば、其の後に明詮の意に依りて初尺を成じ了ぬ」とあり、貞慶との談義が詳細にまでは至らなかつたため良算が明詮の意によって「私」に立てたものであったと考えられる。いずれにせよ、これら三つの短積は『明本抄』『明要抄』が記された年である建暦二年の三月十八日の出来事を記録しており、「局通対」について広範な内容の論義が行われていたとみてよい。また、『局通対〈宗依宗体〉』ではすなわち、良算の問が貞慶の著作に採用されると共に貞慶との談義を経て良算の短積が著されるという双方向の影響関係にあったことが知られるのである。

先に挙げた『明要抄』第五の奥書によれば、『明本抄』『明要抄』が成立したのは建暦二年の十一月であり、それに至る「秋の比」に覆審が行われたとある。一方で、『明本抄』の奥書には、

『明本抄』卷第十三奥書

因明之事本<sup>ヨリ</sup>無<sup>ク</sup>其ノ功<sup>ニ</sup>、随<sup>テ</sup>又<sup>タ</sup>廢忘<sup>ス</sup>。今年ノ春秋之間<sup>ニ</sup>聊<sup>カ</sup>加<sup>フ</sup>覆審<sup>ヲ</sup>。或<sup>ハ</sup>拾<sup>ヒ</sup>往日ノ遺草<sup>ヲ</sup>、或<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>當時ノ潤色<sup>ニ</sup>。至<sup>リ</sup>十一月一日<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>形<sup>ノ</sup>終篇<sup>ス</sup>。（中略）建暦二年十二月二十三日 貞慶記之<sup>ニ</sup>。<sup>28</sup>

とあり、ここでは『明要抄』巻第五の奥書に見られる秋の比（七〇九月）よりも長期間に渡って覆審等が行われていたことが記されている。

すなわち、建暦二年の春秋の間（一〇九月）に「覆審」や「遺草の收拾」「当時の潤色」が加えられたとあり、十一月一日に至って出来上がったことが知られる。先の『明要抄』第五の奥書と今の『明本抄』の

奥書を総合すれば、建暦二年の春秋の間に『明本抄』『明要抄』全体にわたる覆審等が行われ、特に後半にあたる『明要抄』については「秋の比」に集中して「覆審」が行われたと見ることが出来る。そのように考えれば、良算撰述の「局通対」に関する三短積の成立時期と合致することになる。実際に、『局通対〈宗依宗体〉』と『明要抄』第一には共通する部分の見られたことは先に指摘したとおりである。したがって、良算撰述の「局通対」に関する三短積は、『明本抄』・『明要抄』の準備段階に関連して良算が著したものであったと見ることが出来る。したがって、ここでも良算が貞慶と密接な関係を有し、貞慶と双方向の影響関係にあったものと考えられるのである。

さらに、同様のことが論義テーマ「因喩之法不応分別」においても確認することができる。すなわち、『明要抄』第二「因喩之法不応分別事」と良算の短積「因喩之法不応分別」には、

貞慶『明要抄』「因喩之法不応分別事」

此ノ義、同法ノ算公之所案也。微妙微妙。誠<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>清水ノ御本意<sup>ヲ</sup>。愚老永<sup>ク</sup>帰<sup>シ</sup>此<sup>ニ</sup>伝<sup>ニ</sup>了<sup>ス</sup>。<sup>29</sup>

良算『因喩之法不応分別』

建暦二年八月十三日朝、案<sup>シ</sup>此<sup>ニ</sup>義<sup>ヲ</sup>申<sup>ス</sup>。先師上人<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>処<sup>ニ</sup>仰<sup>セ</sup>云<sup>ク</sup>、此<sup>ノ</sup>義<sup>ハ</sup>、嚴妙也。誠<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>解<sup>ニ</sup>積<sup>ノ</sup>本旨<sup>ヲ</sup>（云々）仍<sup>テ</sup>同<sup>シ</sup>三年二月十九日記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。<sup>30</sup>

とある。貞慶の『明要抄』「因喩之法不応分別事」では「算公」の所案が微妙であるとして良算の説を称賛している。そして、良算の短積「因喩之法不応分別」には、建暦二年（一一二二）八月に良算が先師上人

(貞慶)に「此の義」を申し述べたところ「此の義は嚴妙なり。誠に解釈の本旨を得る」と評されたために翌年これを記した旨が示されており、この事は『明要抄』の記述と内容が一致している。建暦二年八月といえ、ちょうど『明要抄』の奥書にある「覆審が行われていた秋の比」であり、良算が貞慶に「此の義を案じ申」したのもこの「覆審」と関わるものであったと考えて問題ないであろう。ここでも良算の述作活動が貞慶と密接な関係を有していたことがわかる。また、貞慶が「愚老永く此の伝に帰し了ぬ」といって清水の清範の本意(伝)をもって立てた良算の案を高く評価し採用したことで、ここでも良算と貞慶との双方向的影響関係を見ることが出来るのである。

以上のように、良算と貞慶との双方向的影響関係は貞慶撰『明本抄』・『明要抄』成立時期における良算の諸短釈との関係においても明確に確認することができ、両者の相互関係の中で日本中世の唯識研鑽は新たな一歩を踏み出したといつてよい。

#### 四、良算撰『愚草』述作期間とその特徴

前節までに良算の諸短釈と貞慶の著作を確認することで良算の述作活動が貞慶およびその著作と密接な関係を有しつつ成立したことを指摘した。それでは良算の『愚草』はいつ頃に成立し、どのような性格を有するものだったのであろうか。残念ながら『愚草』全体の奥書にあたるものは残っておらず、その制作意図や成立年代を知ることはできない。しかし、現存する『愚草』の中には記された年代が明らかなものが少ないながらも確認できる。その中、最も時代の遡るものとしては『愚草』「婦命大智海」が、最も時代の下るものとしては『愚草』「護法教体」がそれぞれ挙げられる。すなわち、

『愚草』「婦命大智海」

文治五年十一月廿三日記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。・ノ字ノ翻訳之本ハ、可<sup>レ</sup>勘<sup>ス</sup>入<sup>ス</sup>師<sup>ノ</sup>尺<sup>一</sup>。<sup>\*31</sup>

『愚草』「護法教体」

建保五年七月二十七日記<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。<sup>\*32</sup>

とあり、『愚草』「婦命大智海」は文治五年(一一九〇)に、『愚草』「護法教体」は建保五年(一一二七)にそれぞれ記されている。すなわち、『愚草』は少なくとも約二十七年間もの長期間にわたって記されていたことになる。このように長い時間をかけ記されていたもので、思い起こされるのが良算の代表的編書である『同学鈔』である。『同学鈔』の良算の奥書で最も古いものと最も新しいものはそれぞれ『論第七卷同学鈔』第五の建久六年(一一九五)五月と『論第三卷同学鈔』第七の建保五年(一一二七)五月<sup>\*34</sup>であり、こちらも少なくとも二十三年という時間がかけられている。実際に『同学鈔』の奥書と成立年が明らかな『愚草』の論義テーマを整理すれば以下のようになる。

〔『同学鈔』奥書〕	〔『愚草』論義テーマ〕	〔撰述年代〕
論第七卷同学鈔第五	婦命大智海	文治五年(一一九〇)十一月
論第三卷同学鈔第一		建久六年(一一九五)五月
論第一卷同学鈔第二		建久六年(一一九五)六月
論第一卷同学鈔第四		建久八年(一一九七)正月
論第七卷同学鈔第一		建久八年(一一九七)四月
		建久八年(一一九七)七月
		建久九年(一一九八)八月

転識頼耶

論第十卷 同学鈔第五

貪無漏縁

建久十年（一一九九） 四月

相違因草

建仁二年（一一〇二） 十一月

有法自相所立法

元久二年（一一〇五） 三月

証果廻心

元久二年（一一〇五） 潤七月

有漏一識因

承元四年（一一一〇） 正月

論第四卷 同学鈔第二

論第五卷 同学鈔第五

建曆元年（一一一一） 四月

論第八卷 同学鈔第五

唯識比量

建保二年（一一一四） 十月

雜乱体名色支

建保三年（一一一五） 三月

論第三卷 同学鈔第五

建保五年（一一一七） 四月

論第三卷 同学鈔第七

建保五年（一一一七） 五月

護法教体

建保五年（一一一七） 七月

このように良算には長い時間をかけ『同学鈔』を編集した事実があり、一方の『愚草』もまた上限・下限ともに『同学鈔』の編集期間とほぼ重なっているのである。すなわち、『愚草』は『同学鈔』と並行する形で同程度の時期・期間にわたって段階的に撰述されていたといつてよいであろう。既に先行研究によって、『同学鈔』は蔵俊教学を規模として初学者・同学者のために実際にあつた問答・談義の問答・私見をおさめた一種のテキストノートであるため、良算自身の見解（「愚推」・「愚案」・「別義」等）が『同学鈔』と決定的に相違する場合は「別紙」に譲られるという特徴があつたと指摘されている。<sup>\*35</sup> このことを考慮すれば、良算の諸短釈や『愚草』はこの「別紙」に譲られた良算の私見はも

ちろん、『同学鈔』と同様の見解を有するものをも含んだより高度な内容のものであつた可能性がある。

次に『愚草』がどのような性格を有する書物であつたのか。良算の諸短釈が貞慶との密接な関係に基づき記されていたことは既に指摘してきた通りだが、『愚草』の中にも同様の性格を有するものが散見される。すなわち、

『愚草』「転識頼耶」

建久九年七月下旬之比、於笠置山ノ般若院ニ学ニスル第二卷之中、廿七日ト廿八日トノ両日之間、転識頼耶因縁ノ御精談アリ。愚僧陪其ノ末座ニ。粗以テ奉伝シ畢ヌ。此義ノ大綱依リテ口伝ノ旨ニ記ス之ヲ。其ノ上ニ或ハ加ヘ愚推ヲ、或ハ副ニ余ノ義ヲ抄シテ為一卷ト。願クハ以此ノ因縁ヲ、開ニ当来ノ慧眼ニ。于時ニ同年八月十六日抄シ了ヌ。沙門良算。<sup>\*36</sup>

『愚草』「唯識比量」

此ノ事ノ大旨ハ先師上人ノ御案也。其ノ中内明中ノ比量ノ過ノ相ノ異ルノ理門正理ニ者、菩提院ノ正シキ御口伝也。以テ之ヲ、為今ノ潤色ト事、是レ愚案也。先年ノ因明ノ沙汰之時、申一出入之処、有ニ御感談ニ。仍テ今度加フ之。（中略）

于時建保二年十月廿三日及ニ暮天ニ記ス之ヲ。良算<sup>\*37</sup>

『愚草』「証果廻心」

元久二年潤七月十六日法華会大業ノ学問之次ニ記ス之ヲ。去年ノ春ノ比、所ニ案シ得一也。上人ノ有ニ御許可ニ。識一ニ得ス大意。<sup>\*38</sup>

とある。これを見ると、『愚草』「転識頼耶」は『尋思鈔』が企図さ

れた建久八年（一一九七）の翌年に貞慶が隠棲していた笠置寺般若台で精談・口伝を受けた上で私見や他の義を載せて一巻としたとある。

また、『愚草』『唯識比量』は『明本抄』『明要抄』が記された建暦二年（一一二二）の二年後にあたる建保二年（一一二四）に記されたものであるから、奥書に記される「先年の因明の沙汰」は『明本抄』『明要抄』に関するものと見てよいであろう。その中で良算の私見が貞慶から高い評価を得たために、加えられたことが記されている。最後の『愚草』『証果廻心』は元久二年（一一〇五）に記されており、貞慶の著作との関連性は見られない。しかし、良算の法華会大業（豎義）に際して記され、その内容に貞慶の許可があったことから、良算と貞慶の密接な関係がうかがえる。

このように『愚草』にもまた、良算と貞慶との密接な関係を示す論義テーマが複数存する。その一方で、貞慶を指す語やその説示等といったものが全く見られなかったり、良算と貞慶の関係が希薄であると考えられる論義テーマもまた存する。例えば『愚草』『婦命大智海』や『愚草』『異地遠境』、『愚草』『鏡中影像』等がそれに当たる。<sup>39</sup> この中、『愚草』『鏡中影像』には、

『愚草』『鏡中影像』

或ルカ云ク、眼根ト眼識トハ不可カラ有ル見ル自質ヲ之義上。眼根ト眼識ト

俱時ノ意識ハ縁シテ鏡ヲ、現量ニ証レ之ヲ。（中略）〈伝〉、「聞ク解脱

房ノ御義ト也」<sup>40</sup>

とあり、「或云」による説示が解脱房（貞慶）のものであると伝え聞いたとある。これまで見てきた諸短釈では良算が貞慶に私見を申し述べるものや、貞慶が良算を称讃する様子等が見られ、両者の関係が密接なも

のであったことはすでに指摘したとおりである。ところが、『愚草』『鏡中影像』においては「師匠」・「上人」・「先師」等といわず「解脱房」といい、しかも貞慶の説示を伝聞の形で記しているに過ぎないのである。これは何を意味するものか。おそらくは『同学鈔』と同様に、初期に作成された『愚草』の論義テーマは良算が貞慶を師と仰ぐようになるより以前に著されたものであったと考えられるのである。そこで、良算と貞慶が密接な関係を有するに至った時期を知る手がかりとなる資料として、良算撰『般若台談抄』『撰在一刹那』と良算撰『所立宗因比量』とを見てみたい。すなわち、

良算『般若台談抄』『撰在一刹那』

建久九年四月十八日。於テ笠置山般若台ニ相伝シ了。

同月廿五日酉ノ剋ニ記レ之ヲ。良算<sup>41</sup>

良算『所立宗因比量』

當時ノ愚推ナリ。如ク是クノ広ク臨ミテ諸ノ比量ノ因ニ可三案一ニ立ス此義ヲ。

随ニ管見ノ所ニ及フ巨案立シ了ヌ。若シ無クハ所背ク者、以テ為ニ一義ト矣。

于時建久八年正月晦日記レ之。

沙門良算

同十年二月廿八日於テ笠置山ニ此ノ題ノ精談之時、申シ此ノ愚案ヲ了。

師匠上人ハ甚ク以テ感歎ス。然ルニ深ク学ヒ所不撰之義ヲ、弥可シ成ニス此

義一〈云々〉彼ノ所不撰之義ハ、勝軍比量ノ沙汰之時抄レ之ヲ。可シ

見ル。依レテ為ニ愚身之勝事ト、後日加ヘテ記レ之ヲ耳<sup>42</sup>

とある。良算撰『般若台談抄』『撰在一刹那』では、建久九年（一一九八）四月十八日に笠置山般若台で「撰在一刹那」の義を相伝

し、二十五日に記したとある。前節までに見てきた諸短釈にはいずれも貞慶の称讃や許可あるいは精談等が見られ、それに基づいて記されている。この点、『般若台談抄』「撰在利那」も軌を一にしている。ところが、良算撰『所立宗因比量』の奥書にある二年後の追記においては貞慶の称讃や談義の様子が見られるものの、本奥書である建久八年（一一九七）正月の奥書ではそのような記述は見られないのである。したがって、建久八年正月時点での良算はまだ、貞慶に私見を申し述べる立場になかったのではないかと考えられる。しかも、この建久八年という年は二つの理由から、良算の述作活動を見る上で重要である。第一に建久八年閏六月に貞慶の『尋思鈔』の制作が企図され、後に良算が貞慶の下に「常に登臨」するようになる起点となる年だからである。第二に『同学鈔』編纂上の分岐点となる年であり、建久八年七月十七日の時点で良算は貞慶と交渉もなく、貞慶の説を参照したり、指導・監修を受けるような立場になかったことが指摘されているからである。<sup>43</sup> これらのことを総合すれば、良算は建久八年七月十七日から翌建久九年四月十八日までの約九ヶ月の間に貞慶と密接な関係を有するに至り、それ以降は貞慶を指す語や説示など密接な関係が見て取れる表現を積極的に用いつつ述作を著すようになったと考えられる。したがって『愚草』は建久八年七月十七日から翌建久九年四月十八日頃を境として貞慶と密接な関係を有する前と後とに大まかに分けることができるのである。

このうち貞慶との密接な関係を有するに至った後に著された『愚草』の論義テーマは特に注目し値する。というのも、これまで見てきたとおり良算は当時を代表する学匠であった貞慶と密接な関係にあり、貞慶の指導や教説を受けた上で自身の説を展開しているからである。しかし、その一方で良算は師と仰ぐ貞慶説を採用しない場合もあった。このようなものに、『愚草』「深密三時」、「唯識比量」、「乃是実身」等があ

る。<sup>44</sup> 中でも論義テーマ「乃是実身」は貞慶の説示の採用・不採用という両面が興味深いことに混在しているものであった。この論義テーマは、大悲行において菩薩が実身をもって衆生の苦を代りに受けることについて検証するもので、『愚草』「乃是実身事」ではまず、次のように記されている。すなわち、

『愚草』「乃是実身」

問。以レ何ヲ知ルヤ七地已前ノ菩薩ノ造ルヲ惡趣別報業ヲ。答。大師有ル  
処ニ…〈文〉准レハ此ノ文ニ者、亦七地以前ハ、発ニ非福別報ノ業ヲ代ニテ有  
情ニ受クルニ苦ヲ無シ失。

今尋云。…惡趣行唯見惑発哉。〈是二〉…〈是七〉

此ノ事、応レ決ス。具ニハ如シニ尋思ノ。<sup>45</sup>

と。末尾に「尋思の如し」とあるから、本論義テーマは貞慶撰『尋思鈔』成立後、すなわち良算と貞慶が密接な関係を有するに至って後に著されたものであることは明らかである。本論義テーマにおいて良算は、初地已去から七地已前の菩薩が惡趣の別業をなす根拠についての問答を進める。しかし、自らが立てた七つの「問」の二つに対して「答」を設けることはせず、最後に一括して「尋思の如し」と記し、七つの問答については全面的に貞慶説を採用したのである。

ところが、その一方で良算は論義テーマ「乃是実身事」の最終見解において、師説を知りつつもあえて貞慶説を採用しない立場を取った。良算撰『愚草』「乃是実身事」と、論義名は異なるものの同内容を有する貞慶の『尋思鈔』「代諸有情」を比較してみると、次のようになる。すなわち、



## 『尋思鈔』 「代諸有情」

代理<sup>ト</sup>者能所化等ノ機縁<sup>ナリ</sup>。或ハ菩薩ノ地位不同ナルカ故ニ、或ハ惣別<sup>ト</sup>ノ報等ノ差別ナリ。於<sup>テ</sup>如<sup>キ</sup>是ノ衆多ノ門<sup>ニ</sup>、若<sup>シ</sup>有<sup>リ</sup>テ因縁<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>レ<sup>ハ</sup>背<sup>カ</sup>道<sup>ニ</sup>理<sup>ニ</sup>者、忍<sup>ヒ</sup>代<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>疑<sup>ハ</sup>〈為<sup>言</sup>〉 (中略)

問<sup>フ</sup>。菩薩<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>自在力<sup>一</sup>。以<sup>テ</sup>化<sup>ニ</sup>現身<sup>ヲ</sup>所<sup>レ</sup>化スル事、皆如<sup>シ</sup>実身<sup>一</sup>。即<sup>チ</sup>八地已上ノ変易身ノ菩薩<sup>モ</sup>、有<sup>リ</sup>二代受苦ノ相<sup>一</sup>〈如<sup>シ</sup>觀音地藏等<sup>ノ</sup>等也。設<sup>ヒ</sup>雖<sup>モ</sup>分段身<sup>ト</sup>、於<sup>テ</sup>地上<sup>ニ</sup>者、亦<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>化身<sup>ヲ</sup>可<sup>レ</sup>許<sup>ス</sup>此<sup>ノ</sup>義<sup>ト</sup>。〉

答<sup>フ</sup>。(中略) 於<sup>テ</sup>八地已上<sup>ニ</sup>者、心中ノ念力<sup>ハ</sup>与<sup>リ</sup>七地已前<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>シ異<sup>ナリ</sup>。其<sup>ノ</sup>時不<sup>レ</sup>願<sup>ニ</sup>自位<sup>ヲ</sup>、不<sup>レ</sup>思<sup>ハ</sup>我<sup>レ</sup>為<sup>ニ</sup>変易身<sup>ト</sup>也。〈其<sup>ノ</sup>心切ナル時<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>及<sup>ハ</sup>余ノ思惟<sup>ニ</sup>。設<sup>ヒ</sup>雖<sup>モ</sup>大聖<sup>ト</sup>当<sup>ニ</sup>皆如<sup>ク</sup>レ<sup>レ</sup>此<sup>ノ</sup>。〉<sup>\*46</sup>

## 『愚草』 「乃是実身」

先師上人ノ云ク…代理<sup>ト</sup>者能所化等ノ機縁<sup>ナリ</sup>。或ハ菩薩ノ地位不同<sup>ナリ</sup>、又<sup>ク</sup>惣別<sup>ト</sup>ノ報等ノ別<sup>ナリ</sup>。於<sup>テ</sup>如<sup>キ</sup>是ノ衆多ノ門<sup>ニ</sup>、若<sup>シ</sup>有<sup>リ</sup>テ因縁<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>レ<sup>ハ</sup>背<sup>カ</sup>道<sup>ニ</sup>理<sup>ニ</sup>者、忍<sup>ヒ</sup>代<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>疑<sup>ハ</sup>〈為<sup>言</sup>〉 (中略)

若<sup>シ</sup>八地以上<sup>ヲ</sup>化身<sup>ニ</sup>シテ而非<sup>ス</sup>実<sup>ト</sup>。唯<sup>ク</sup>七地以前ノ分段身ノ菩薩<sup>ノ</sup>以<sup>テ</sup>三途ノ実身<sup>ヲ</sup>受<sup>ク</sup>彼<sup>ノ</sup>処<sup>ノ</sup>苦<sup>ト</sup>也。<sup>\*47</sup>

と。傍線部が共通していることから『愚草』 「乃是実身事」 が『尋思鈔』 「代諸有情」 を引用していることは明らかである。いずれも傍線部の後に菩薩の身と階位の関係についての議論が展開されるが、その中の波線部は八地已上の菩薩の身と階位について述べられるくだりである。

『尋思鈔』では、八地已上の菩薩であっても自らの階位や変易身となることを望まない場合があるとしている。変易身でなければ必然的に分段身となるため、実身で苦を受けることになる。これは共通する傍線部の

「若し因縁有りて道理に背かざれば、忍び代わること疑わず」とあるように、「道理」に基づいて立てた説であるといつてよい。これに対して『愚草』では、八地以上の菩薩は変易身であるため、苦を受けるのは化身であり実身ではないとし、七地以前の分段身の菩薩のみが実身で苦を受けると断言している。このように良算の『愚草』 「乃是実身事」は『尋思鈔』を引用しつつも、最終結論である良算の自説においては対照的な内容となっている。

では、このように良算と貞慶の見解が対照的なものになった理由は何であろうか。これについて、当時の一般の見解を知ることが出来る『同学鈔』の「乃是実身」には、次のように出る。すなわち、

## 『同学鈔』 「乃是実身」

問<sup>フ</sup>。若<sup>シ</sup>爾<sup>ラ</sup>ハ与<sup>リ</sup>八地已上ノ化身<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>何ノ差別<sup>ト</sup>耶。

答<sup>フ</sup>。八地已上ノ受<sup>ク</sup>変易ノ報<sup>ト</sup>。実<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>恒<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>他受用土<sup>ニ</sup>。故<sup>ニ</sup>惡趣等ノ代受苦身<sup>ハ</sup>向<sup>テ</sup>化現也。七地已前ノ分段ノ実身ノ上<sup>ニ</sup>ハ、以<sup>テ</sup>定願力<sup>ヲ</sup>現<sup>シ</sup>往生形<sup>ヲ</sup>受<sup>ク</sup>重担等<sup>ト</sup>時、実身<sup>ニ</sup>受<sup>ケ</sup>其<sup>ノ</sup>難<sup>ヲ</sup>忍<sup>フ</sup>大苦<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>、云<sup>フ</sup>乃是実身<sup>ト</sup>也。<sup>\*48</sup>

と。ここでは、八地已上の菩薩は変易身を得て他受用土(報土)にあるため、衆生の代わりに苦を受けるのは化身であるとしている。つまり、『同学鈔』は『愚草』と同様の見解であり、『愚草』は当時の一般の見解と同一の立場にあったといつてよい。また、『尋思鈔』・『愚草』・『同学鈔』のいずれもが、変易身や分段身によって実には苦を受けるか否かを判じている。これは仏道という観点からすれば重要なことである。

そもそも唯識教学においては、七地已前の悲増の菩薩は分段身を受け、智増の菩薩は初地已上に変易身を受ける。また悲智平等の菩薩にお

いて、煩惱を恐れる菩薩は二三地の中に、煩惱を恐れないものは四地から七地の間に変易身を受ける。そして八地已上の菩薩は必ず変易身を受ける、と説かれている。このことを考慮すると、『同学鈔』や『愚草』に見られる八地已上の菩薩は必ず変易身であるから分段身とはならず身に苦を受けないという見解は、唯識教学の基本に沿った論の展開といえる。一方で貞慶は、八地已上の菩薩であっても心中の念力が七地已前と異ならない時は分段身に留まると記している。すでに述べた通り唯識教学では、八地已後の菩薩は必ず変易身を受ける。しかし、「観音地藏等の如し」とあることから、貞慶は悲増の菩薩（＝大悲闍提菩薩）に注目し、慈悲力という「心力」のある「仏道の道理」に基づけば、八地以降の菩薩が分段身に留まるといふ不思議があるという論理を展開したと見てよいであろう。実際に貞慶は『尋思別要』『大悲闍提』においても、大悲闍提菩薩が「大悲門によれば実不成仏」・「大智門によれば実不成仏」とし、「実に成仏」・「実に菩薩」という一身二門の「不思議」の事態に立ち入ることを示している。<sup>49</sup> すなわち、慈悲の心に勝れ自らの悟りより衆生済度を先とする悲増の菩薩であれば、その心が八地已後に変わることはなく分段身に留まることも道理としてあることを言わんとしているのである。これらのことから、『愚草』においては唯識教学の「基本」に沿った論の展開がなされ、一方の『尋思鈔』においては貞慶教学の特徴ともいえる「道理」ならびに「不思議」に基づく展開がなされていると考えられるのである。

## 五. むすび

以上、良算の述作と貞慶との関係についての検討を通して『愚草』について若干の考察を行った。良算の『愚草』は元々は大部のものであっ

たと考えられているが、現存する多くのものは短釈形式で残されている。そのため、まず良算の諸短釈と貞慶との関係を通して良算の述作姿勢について考察した。

従来、良算と貞慶の関係は貞慶側の資料によって示されることが多かった。そこで、本稿では良算側の資料を検討することで、改めて貞慶との密接な関係を明らかにした。まず、良算が『尋思鈔』の準備段階に参画し、その完成に至るまでの諸短釈『所立宗因比量』・『転識頼耶因縁（良算草）』・『愚草』『貪無漏縁』・『望余信等』は、いずれも笠置寺（般若台）での談義を経ており、貞慶の称讃や許可に基づき記されたものであった。しかも、それらの論義テーマはいずれも『尋思鈔』に同内容のものが収められていた。このことから、良算の述作活動は貞慶から高い評価を得るとともに、『尋思鈔』成立と関連を有しつつ行われていたことが明らかとなった。

また、同様のことが『明本抄』・『明要抄』の撰述時期においても確認された。すなわち、『明本抄』・『明要抄』の撰述時期に良算が残した『局通対（宗依宗体）』や『因縁之法不心分別』は、貞慶に申し述べた私見が評価されたことを受けて著されたものであった。また、良算の私見は貞慶から高い評価を得るのみならず、『明要抄』に採用されるほどのものであった。すなわち、『尋思鈔』準備及び制作期間における良算の諸短釈と同じく、『明本抄』『明要抄』撰述期においても、良算はその成立に密接に関わるとともに、貞慶から高い評価を受けていたのである。さらに、『明要抄』に良算の見解が採用されるなど双方向の影響関係が見られたことは、特に注目される事実である。

このように、良算の述作は談義を経て称讃や許可を得るなど、貞慶との密接な関係に基づいて著されたものが数多く見られた。『愚草』はその奥書を確認すると、少なくとも文治五年（一一九〇）から建保五年

(一二一七)の二十七年間にわたって成立したものであった。その中の諸論義テーマには、諸短釈と同様に貞慶との密接な関係に基づいて記されているものが確認される一方で、貞慶との関係が希薄なものも確認できる。その貞慶との関係が希薄な『愚草』は、現存する『愚草』でもっとも時代が遡る文治五年頃から貞慶の評価を得る建久九年四月十八日まで間に作成されたものと考えられる。したがって、『愚草』は貞慶との密接な関係が構築される前と後の二期に大まかに分けることができ、この分類は同じく長期にわたって良算が編纂した『同学鈔』に類同するものであったといっていよいであろう。

その中でも特筆すべき論義テーマが、「乃是実身」であった。この論義テーマにおいて良算は、自らが立てた七問に対する答えを『尋思鈔』に委ねながら、最終見解は貞慶説を採用しなかった。あくまでも良算の教学研鑽の基準は伝統的法相教学にあり、「道理」や「不思議」をもとに真実を求めた貞慶の姿勢とは異なっていたといっていよいであろう。要するに、「道理」や「不思議」に基づく自由闊達な教学展開を特徴としてゐる貞慶に対して、良算の見解は唯識教学の「基本」に沿った形で展開されたものであった。ここに、良算教学の一つの特徴があるといっていよいであろう。とはいえ、「道理」に基づく展開と、「基本」に忠実な展開のどちらかが勝れているというのではない。「基本」を抑えることのない「道理」による展開は盲目であり、「道理」による展開のない「基本」は空虚なものである。「基本」と「道理」の両者が揃って初めて教学的進展がなされるといえよう。そのように考えるとき、良算と貞慶の両者には双方向的影響関係もあり、二者一体となって教学的進展を図ったともいえる。これ一つをもって全ての証明とするわけにはいかないが、良算の教学が院政期から鎌倉期における教学進展の一翼を担っていたことを推知することが出来たと思われる。

もちろん、本論文では『愚草』の極一部の紹介をしたに過ぎず、そういった可能性があることを指摘するにとどめたい。今後、『愚草』のみならず良算の諸短釈を含めた詳細な検討を通して、良算教学全体にわたる特徴や教学史的意義の考察に取り組んでいきたい。

#### 【一次資料】

身延山大学図書館所蔵『論第八卷尋思鈔別要』  
 無為信寺所蔵『愚草』 「婦命大智海」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「推功婦本護法教体」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「唯識比量」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「証果廻心」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「異地遠境」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「鏡中影像」  
 無為信寺所蔵『愚草』 「乃是実身」  
 龍谷大学図書館所蔵『論第五卷尋思鈔通要』

#### 【二次資料】

北畠典生 編『龍谷大学仏教文化叢書Ⅶ日本中世の唯識思想』龍谷大学  
 仏教文化研究所、一九九七年  
 楠淳證「日本唯識思想の研究―大悲闡提成・不成説の展開―」『仏教学研究』第四三号、一九〇四二頁、龍谷仏教学会、一九八七年  
 楠淳證「愚草『深密三時』」『深密三時の展開』『龍谷大学仏教文化叢書Ⅶ日本中世の唯識思想』八〇六四頁、龍谷大学仏教文化研究所、

一九九七年

楠淳證「日本唯識と『成唯識論同学鈔』」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三六集、三五～五二頁、龍谷大学仏教文化研究所、一九九七年

楠淳證「聖覚房良算と『愚草』」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三七集、六九～七七頁、龍谷大学仏教文化研究所、一九九八年

楠淳證「聖覚房良算と『唯識論尋思鈔』」『摩尼抄』・『成唯識論本文抄』・『般若臺談抄』をめぐって」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三九集、一四～二二頁、龍谷大学仏教文化研究所、二〇〇〇年

楠淳證「貞慶の撰在一刹那の思想」『般若臺談抄』と『唯識論尋思鈔』の所説をめぐって」『仏教学研究』第五六号、九四～一六九頁、龍谷大学仏教学会、二〇〇二年

楠淳證「貞慶撰『唯識論同学鈔』の研究」『仏道篇』法蔵館、二〇一九年

楠淳證 他「成唯識論同学鈔の研究」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三六集、三三～一六二、龍谷大学仏教文化研究所、一九九七年

楠淳證 他「成唯識論同学鈔の研究」(二)『龍谷大学仏教文化研究所紀要』、一一～三〇、第三七集、龍谷大学仏教文化研究所、一九九八年

楠淳證 他「成唯識論同学鈔の研究」(三)『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三九集、一一～二四、龍谷大学仏教文化研究所、二〇〇〇年

城福雅伸「『唯識論同学鈔』の編纂上の問題に関する一考察」『印度学仏教学研究』第三四卷、第一号、四四～四七頁、日本印度学仏教学会、一九八五年

城福雅伸「『唯識論同学鈔』の編纂上の問題に関する一考察」(二)

『印度学仏教学研究』第三六卷、第二号、六四一～六四三頁、日本印度学仏教学会、一九八八年

城福雅伸「法相唯識の改革者良算」『摺用婦体の新展開』『仏教学研究』、第五三号、九六～一三八頁、龍谷大学仏教学会、一九九七年

新倉和文「貞慶著『尋思鈔』と『尋思鈔別要』の成立をめぐって」『仏教学研究』第三七号、九二～一〇三頁、龍谷大学仏教学会、一九八一年

奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』(一)、法蔵館、一九八六年

奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』(二)、法蔵館、一九九六年

奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』(三)、法蔵館、二〇〇四年

奈良国立文化財研究所編『興福寺典籍文書目録』(四)、法蔵館、二〇〇九年

#### 【付記】

本稿を執筆するにあたり、貴重な資料の閲覧・複写を許可して下さい。た身延山大学図書館並びに佛性山金剛院無為信寺ご住職に対し心より感謝申し上げます。

- 1 楠淳證（一九九七）「日本唯識と『成唯識論同学鈔』」『仏教文化研究所紀要』第三十六集、仏教文化研究所等
- 2 城福雅伸（一九八七）「『唯識論同学鈔』についての一考察」『仏教学研究』四十三号、龍谷仏教学会、楠淳證（一九九七）「前掲論文」等
- 3 良算の生没年については確定はされていないものの、楠淳證（一九九八）「聖覚房良算と『愚草』」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』七六頁によって、承安元年（一一七二）から建保五年（一二二七）の間の活動が確認されている。
- 4 良算に注目しその活動が刮目すべきものであることは城福雅伸（一九九七）「法相唯識の改革者良算——撰用婦体の新展開——」『仏教学研究』、第五三号、龍谷仏教学会や楠淳證（一九九八）「前掲論文」等に詳しい。
- 5 楠淳證（一九九八）「前掲論文」
- 6 大正五六、四八〇上
- 7 楠淳證（二〇一九）『貞慶撰『唯識論尋思鈔』の研究——仏道篇——』法蔵館、二頁
- 8 『摩尼抄』については楠淳證（二〇〇〇）「聖覚房良算と『唯識論尋思鈔』——『摩尼抄』・『成唯識論本文抄』・『般若臺談抄』をめぐって——」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三十九集に詳しい。
- 9 既に楠淳證（二〇〇〇）「前掲論文」によって、良算と貞慶が覚憲を師とする同門の弟子であり、後に良算が貞慶を師と仰ぐようになった可能性が指摘されている。
- 10 奈良文化財研究所（一九八六）『興福寺典籍文書目録』第一卷、九頁
- 11 大正六六、三〇五上〜三〇六中。「問」の上の「又方」は大正蔵『同学鈔』の甲本にあたる葉師寺古写本に基づき記した。
- 12 龍谷大学図書館所蔵『論第五卷尋思抄通要』三十丁左〜三十三丁右
- 13 楠淳證（二〇〇二）「貞慶の撰在——利那の思想『般若臺談抄』と『唯識論尋思鈔』の所説をめぐって——」『仏教学研究』第五十六号、一二九頁
- 14 奈良文化財研究所（一九九六）『興福寺典籍文書目録』第二卷、三五五頁
- 15 奈良文化財研究所（一九九六）『興福寺典籍文書目録』第二卷、三八五頁
- 16 奈良文化財研究所（一九九六）『興福寺典籍文書目録』第一卷、五六頁には「論義草（秘云論記伝等は十遍）」とあり論題名は明示されていない。そこで本奥書の冒頭を見ると「今者仮立為一」とあり、論題名は「仮立為一」とも考えられる。しかし大正蔵の甲本あたる葉師寺蔵古写本では論義「望余信等」と「仮立為一」がまとめられており、『本文抄』においても「仮立為一」は見られず「望余信等」となっている。そのため、ここでは「望余信等」とした。
- 17 奈良文化財研究所（一九八六）『興福寺典籍文書目録』第一卷、五六頁
- 18 奈良文化財研究所（二〇〇四）『興福寺典籍文書目録』第三卷、二六二頁では「論義草（今摠情解妄論為我故叙破之実は法執云々）」とあるが、論義テーマ「実は法執」中で用いられる『成唯識論了義灯』の文と一致するので、ここで『実は法執』とした。
- 19 奈良文化財研究所（二〇〇四）『興福寺典籍文書目録』第三卷、二六二頁
- 20 貞慶『尋思鈔別要』の論題については楠淳證（二〇一九）『貞慶撰『唯識論尋思鈔』の研究——仏道篇——』六七〜六九頁。特に『般若臺談抄』と『尋思鈔』の論義テーマ「撰在——利那」については楠淳證（二〇〇二）「前掲論文」に詳しい。また、論義テーマ「実は法執」は現存する『尋思鈔』には確認されないが、『尋思鈔』の本文集である『成唯識論本文抄』には収められていることから、欠落したものと考えられる。
- 21 大正六九・五〇五上〜中
- 22 大正六九・五二一・上〜下
- 23 大正六九・五三四上〜中
- 24 大正六九、五一〇上〜中



- \*25 奈良文化財研究所（一九八〇）『興福寺典籍文書目録』第一卷、一四四頁
- \*26 奈良文化財研究所（一九八〇）『興福寺典籍文書目録』第一卷、一四四頁
- \*27 奈良文化財研究所（一九八〇）『興福寺典籍文書目録』第一卷、一四五頁
- \*28 大正六十九、五〇五上
- \*29 大正六九・五一四上
- \*30 奈良文化財研究所（一九八〇）『興福寺典籍文書目録』第一卷、一四七頁
- \*31 無為信寺所蔵『愚草』「婦命大智海」七丁裏・未翻刻
- \*32 無為信寺所蔵『愚草』「推功婦本護法教体」五丁裏・未翻刻
- \*33 大正六六、四五六上
- \*34 大正六六、二五五下
- \*35 楠淳證（一九九七）「前掲論文」四六〇〜四七頁
- \*36 奈良文化財研究所（一九九〇）『興福寺典籍文書目録』第二卷、三五五頁
- \*37 無為信寺所蔵『愚草』「唯識比量」十三丁表〜十八・未翻刻
- \*38 無為信寺所蔵『愚草』「証果廻心」五丁表・未翻刻
- \*39 いずれも無為信寺所蔵短積・未翻刻
- \*40 無為信寺所蔵『愚草』「鏡中影像」三丁裏・未翻刻
- \*41 楠淳證（二〇〇二）「前掲論文」、一二九頁
- \*42 奈良文化財研究所（一九八〇）『興福寺典籍文書目録』第一卷、九頁
- \*43 城福雅伸（一九八八）「『唯識論同学鈔』の編纂上の問題に関する一考察（二）」『印度学仏教学研究』第三十六卷第二号、六四一〜六四三頁では『同学鈔』の奥書や年代を窺う手がかりとなる語を考察することで、建久八年以前には貞慶を指す名称や説示が全く見られないことを指摘している。
- \*44 楠淳證（一九九七）「『愚草』『深密三時』」『深密三時の展開』『龍谷大学仏教文化叢書Ⅶ日本中世の唯識思想』龍谷大学仏教文化研究所、八〜六四頁では、『愚草』が良算のものとはまだ明らかになっていなかったものの、『愚草』の見解と貞慶の説示とが異なることが指摘されている。また『愚草』「唯識比

量」（無為信寺所蔵・六丁右）では「上人の御所存はこれに異なれり。」と明記されている。

\*45 無為信寺所蔵『愚草』「乃是実身」三丁表〜五丁裏・未翻刻

\*46 身延山大学図書館所蔵『論第八卷尋思鈔別要』三四丁表〜三八丁裏・未翻刻

\*47 無為信寺所蔵『愚草』「乃是実身」一七丁表〜裏・未翻刻

\*48 大正六六、四九九上

\*49 貞慶の『尋思鈔』「大悲闡提」が「不思議」と「道理」に基づき展開されていることは、楠淳證（一九八七）「日本唯識思想の研究―大悲闡提成・不成説の展開―」『仏教学研究』第四十三号、龍谷大学仏教学会、十九〜四十二頁に詳しい。

